

乳児等通園支援事業に係る市町村子ども・子育て支援事業計画代用計画の策定について

1. 要旨

乳児等のための支援給付の創設に伴い、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」について改定が行われ、必須記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育または乳児等通園支援を一体的に提供する体制に関する事項が位置づけられた。

市町村子ども・子育て支援事業計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合においては、代替措置として市町村が策定する代用計画によることが可能とされていることから、下記のとおり代用計画を策定するもの。

2. 代用計画（案）

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

福山市

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)
記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園や認定こども園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。